

【堺市】

区分	第 1 種許可区域	第 2 種許可区域	第 3 種許可区域	第 4 種許可区域	広告景観特別地区 (百舌鳥古墳群周辺地域)	
					百舌鳥第1種 特別地区	百舌鳥第2種 特別地区
用途地域	第2種低層住居専用地域、第1種中高層住居専用地域、第2種中高層住居専用地域、第1種住居地域、第2種住居地域、準住居地域、市街化調整区域（南部丘陵地域を除く）	近隣商業地域、商業地域、準工業地域、工業地域、工業専用地域（臨海部を除く）	工業専用地域（臨海部に限る）	市街化調整区域（南部丘陵地域に限る）	第1種中高層住居専用地域（風致地区を除く）、第2種中高層住居専用地域、第1種住居地域、第2種住居地域	近隣商業地域、商業地域
壁面広告物	・面積 取付壁面の1/3以内 ・縦 取付壁面の高さの範囲内 ・横 取付壁面の幅の範囲内 ・開口部は塞がないこと。 ただし、市長が別に定める基準に適合する場合は、この限りでない。	同左	同左	・面積 取付壁面につき30㎡以内、かつ、取付壁面の1/3以内 ・縦 取付壁面の高さの範囲内 ・横 取付壁面の幅の範囲内 ・取付壁面につき4個以内 ・開口部は塞がないこと。 ただし、市長が別に定める基準に適合する場合は、この限りでない。	・面積 1敷地につき10㎡以内、かつ、取付壁面の1/3以内 ・縦 取付壁面の高さの範囲内、かつ、地上から最上端までの高さが6m以内 ・横 取付壁面の幅の範囲内 ・開口部は塞がないこと。 ただし、市長が別に定める基準に適合する場合は、この限りでない。 ・非自家用広告物は掲出不可	・面積 取付壁面の1/3以内 ・縦 取付壁面の高さの範囲内 ・横 取付壁面の幅の範囲内 ・開口部は塞がないこと。 ただし、市長が別に定める基準に適合する場合は、この限りでない。 ・非自家用広告物は掲出不可
屋上広告物	・面積 1表示面積30㎡以内、かつ、総面積120㎡以内 ・縦 建造物の高さの1/3以内、かつ、5m以内 ・横 建造物の幅の範囲内	・面積 1表示面積40㎡以内、かつ、総面積160㎡以内 ・縦 建造物の高さの2/3以内、かつ、10m以内 ・横 建造物の幅の範囲内	・縦 建造物の高さの2/3以内、かつ、10m以内 ・横 建造物の幅の範囲内	・掲出不可	・掲出不可	・掲出不可
自立広告物	・面積 1表示面積10㎡以内、かつ、総面積20㎡以内 ・高さ 地上から最上端まで10m以内 ただし、非自家用広告物及び広告板については4m以内	・面積 1表示面積20㎡以内、かつ、総面積40㎡以内 ・高さ 地上から最上端まで15m以内 ただし、非自家用広告物及び広告板については4m以内	・高さ 地上から最上端まで15m以内	・面積 1表示面積10㎡以内、かつ、総面積20㎡以内 ・高さ 地上から最上端まで10m以内 ただし、非自家用広告物及び広告板については4m以内	・面積 1表示面積5㎡以内、かつ、総面積10㎡以内 ・高さ 地上から最上端まで6m以内 ・掲出個数 自立広告塔は、1敷地につき2個以内 ・非自家用広告物は掲出不可	・面積 1表示面積10㎡以内、かつ、総面積20㎡以内 ・高さ 地上から最上端まで10m以内 ・掲出個数 自立広告塔は、1敷地につき2個以内 ・非自家用広告物は掲出不可

電柱広告		停留所標識を利用する広告物	バス停留所上屋を利用する広告物	消火栓標識を利用する広告物	道路沿道の広告	自家用広告の除外基準
巻きつけて取り付けるもの	突き出して取り付けるもの					
・縦 1.50m以内 ・横 電柱の円周の範囲内 ・地上から最下端までの距離 1.20m以上 ・電柱1本につき1個 ・道路標識を掲出している電柱には掲出不可 - ただし、新設又は既設の道路標識の効用を妨げないものである場合は、この限りでない。 ・はり紙、はり札及び立て看板は、掲出不可 ・地色が白色又は白色以外の色で彩度が低いものとする ・蛍光塗料以外の塗料を用いること。	・縦 1.20m以内 ・横 0.45m以内 ・地上から最下端までの距離 4.50m以上 - ただし、歩道上については2.50m以上 ・電柱1本につき1個 ・電柱との間隔 0.15m以内 ・地色が白色又は白色以外の色で彩度が低いものとする ・蛍光塗料以外の塗料を用いること。	・2面以内 (進行 車両の非対向面及び歩道側面に限る。) ・縦 0.60m以内 ・横 0.45m以内 ・地色が赤色、黄色その他これに類する色以外の色 (看板の場合に限る。) ・蛍光塗料以外の塗料 (看板の場合に限る。)	・上屋1基当たり2面以内 - ただし、運転者に訴求するものとならない場合については、4面以内 ・1表示面 2㎡以内 - ただし、バス停留所名等の表示は除く。 ・上屋の幅及び高さの範囲内 ・上屋壁面のうち、車道から上屋に正対して正面の車道側及び左側の壁面以外 ・動光、点滅照明、ネオンサインその他これに類するものは使用しない。	・縦 0.40m以内 ・横 0.80m以内 ・地上から最下端までの距離 4.50m以上 - ただし、歩道上については2.50m以上	・沿道禁止区域 指定道路の路端から両側100m未満の区域 ・非自家用広告物は掲出不可	・表示面積 合計7㎡以下